

サービス契約書

- 1 サービス名 Joruri Search サービス
- 2 契約日 令和 年 月 日
- 3 料金 初期費用 88,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金8,000円)
月額費用 8,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金800円)

(総 則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、「Joruri Search サービス」（以下「本サービス」という。）の契約に関し、この契約書に定める。

(本サービスの提供)

第2条 甲が本サービス契約書に同意する場合、乙は本サービスを提供する。

(窓口担当者の設定)

第3条 甲は窓口担当者を設定する。窓口担当者は、本サービスに関する事務手続きや本サービス契約書の保管、乙に対する窓口となる。

(本サービスに関する問い合わせ)

第4条 本サービスに関する問い合わせについて、甲の窓口担当者からの電子メールによる方法のみで行うものとする。

(本サービスに対する協力)

第5条 甲から問い合わせのあった問題の原因調査において、甲は可能な範囲で乙に協力する。

(本サービス内容及び料金の変更)

第6条 本サービス料金は、ソフトのバージョンアップ及び本製品の範囲の拡大、縮小により変動する場合がある。

1. 乙は本サービスの内容を変更し、又は本サービスを一時中止することができ、その場合、乙は事前に甲に連絡する。

(申し込み情報の変更)

第7条 甲は、申し込み情報（甲の窓口担当者に関する情報など）に変更があった場合、速やかにこれを乙に通知する。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 本サービスの利用により甲に損害が生じた場合、乙が負担する損害賠償額は、支払済の本サービス料金を上限とし、乙は、派生的又は間接的な損害についていかなる責任も負わない。

(本サービスの解除)

第9条 乙は、甲が次のいずれかに該当するときは、本サービスを解除することができる。

1. 甲がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。
2. 乙に対する債務の支払いを怠ったとき。

(本サービスの支払い)

第10条 乙は、甲に対して本サービス料の支払を請求するものとする。支払いは、原則、請求の翌月末までに年間一括払いとする。

1. 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。
2. 本サービス期間満了の30日前までに、甲がサービスを更新しない旨を乙に通知しない限り、本サービスは自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
3. 本サービスを期間の途中で解除した場合、甲はサービスを解除した月までに発生したサービス料を支払うものとする。

(機密保持)

第11条 甲は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

1. 甲および乙は、本契約および個別契約に関連して知り得た秘密情報を、事前に相手方の書面による承諾を得ずして相手方以外の第三者に開示、漏洩または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、本条は適用されないものとする。

- ① 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密を受領した当事者（以下「受領者」といいます）の責によらずして公知となったもの
- ② 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- ③ 開示の時点で受領者が既に保有しているもの

- ④ 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
2. 甲および乙は、機密情報を相手方に開示する場合は、機密である旨を表示する。
 3. 本条の規定は、本契約期間中だけでなく、本契約終了後も有効に継続する。

令和 年 月 日

甲

乙 徳島市昭和町3丁目6-5板東ビル2階
サイトブリッジ株式会社
代表取締役 貴田 秀資